

監査結果公表第26-14号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成27年1月28日

八尾市監査委員	田 中	清
同	八 百	康 子
同	杉 本	春 夫
同	小 林	貢

記

1 措置の通知

平成26年度定期監査（政策企画部）の結果に対する措置の通知
平成27年1月26日付け 八政政第109号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 26 年度実施政策企画部定期監査の結果に対する措置の内容
政策企画部共通事項

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 文書事務について</p> <p>(1) 伺書において、公文書控えとして不適切な文書の添付や起案日、決裁日等が不適切であるもの等、八尾市文書取扱規程及び八尾市情報公開条例に定められた事務処理が行われていないものが見受けられた。</p> <p>伺書は、行政事務の決定根拠となる重要なものであるため、関係諸規程に基づき適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 26 年 7 月 28 日）</p> <p>監査指摘事項について部内で周知を行い、平成 26 年度の事務処理については、伺書における起案・決裁日の記載や発信文書の控えの添付等において、適正に実施しています。</p> <p>今後も、引き続き適正な事務処理を実施していきます。</p>
<p>(2) 收受文書の取扱いについて、申請書に文書番号の記載がないものや日付の記載誤り等、八尾市文書取扱規程に定められた事務処理が行われていないものが見受けられた。</p> <p>文書事務は事務処理の基本であり、文書の紛失や処理の遅延を防止する観点から、正確、迅速かつ丁寧な処理及び管理が必要であることを認識し、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 26 年 7 月 28 日）</p> <p>監査指摘事項について部内で周知を行い、平成 26 年度の事務処理については、受領文書への文書番号の記載や文書処理簿への收受日の記載等において、適正に実施しています。</p> <p>今後も、引き続き適正な事務処理を実施していきます。</p>
<p>2 契約事務について</p> <p>業務委託に係る伺書において、業者選定に係る必要書類の不備や、随意契約理由等の記載内容に不適切なものが見受けられた。</p> <p>契約の透明性、公平性の観点から、八尾市財務規則等の規定を遵守するとともに、募集要項等に基づいた適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 26 年 7 月 28 日）</p> <p>監査指摘事項について部内で周知を行い、平成 26 年度からの業務委託等に係る事務処理については、財務規則等の規定に基づき、適正な事務処理となるよう改めました。</p>
<p>3 出張旅費について</p> <p>職員の管外出張旅費は、原則、急を要する出張など出発までに旅費の請求が間に合わなかった場合を除き、事前に概算払いにより定例振込日に支払うこととなっているが、事後に支出命令処理を行っているものが見受けられた。</p> <p>また、支払日を定例振込日ではなく、任意の日付を指定している事例が多く見受けられた。</p> <p>職員の個人負担の軽減や会計事務の効率的な運用の観点からも、統一的に定められている事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 26 年 7 月 28 日）</p> <p>監査指摘事項について部内で周知を行い、平成 26 年度から出張旅費の事務処理については、財務規則等の規定に基づき、適正な事務処理となるよう改めました。</p>